

広報家畜衛生

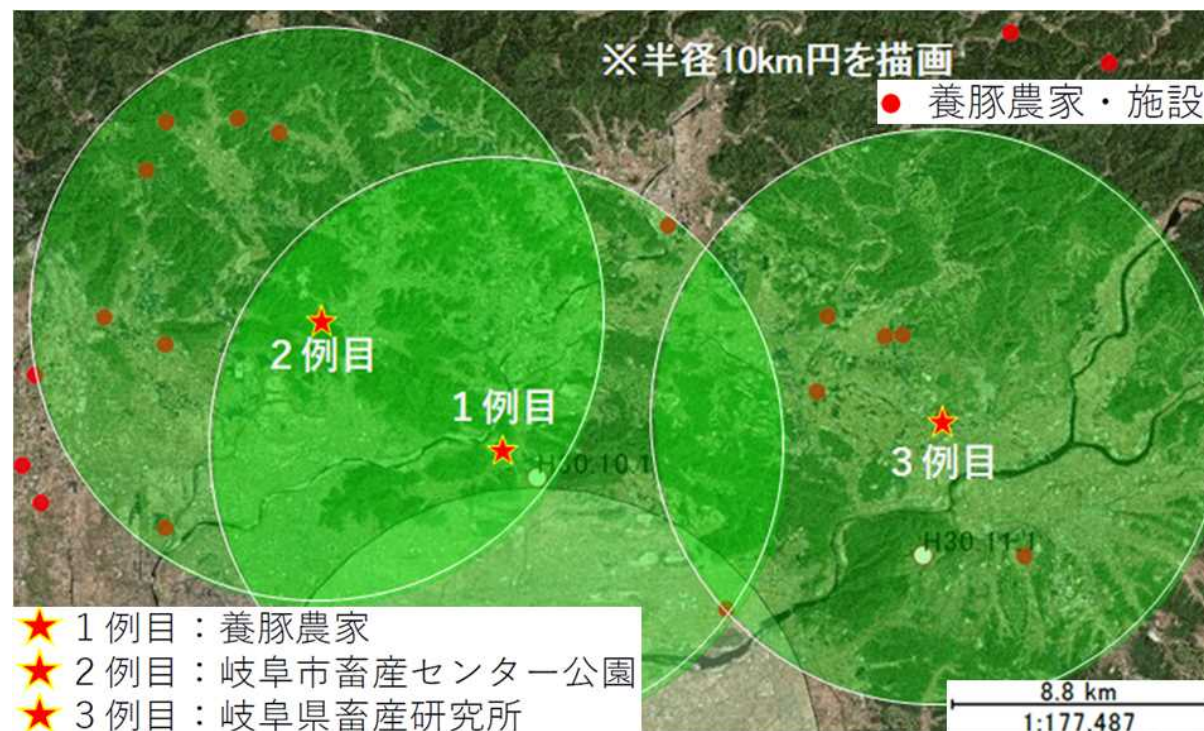
平成30年12月5日発行
徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225
家畜保健衛生所ホームページURL
<http://www.pref.tokushima.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090>

岐阜県の県畜産研究所において 3例目の豚コレラが発生！

2018年12月5日、岐阜県美濃加茂市の県畜産研究所で飼養する豚を検査した結果、3例目の豚コレラ疑似患畜であることが確認されました。この研究所は、1例目の養豚場から約1.5km離れた場所にあり、ウイルスのタイプはこれまで県で見つかったものと同じでした。養豚農家および関係者の皆様におきましては、飼養衛生管理基準のより一層の徹底遵守をお願いします。また、豚コレラを疑う症状が確認された場合は、直ちに通報して下さい。

発生農場の概要

岐阜県美濃加茂市（県畜産研究所）
繁殖豚 67頭，子豚 424頭



本病の発生防止に万全を期すため、以下の事項の確実な実施について、ご協力をお願いします。

- 1. 異常家畜の早期発見，早期通報をお願いします。**
日常の健康観察を徹底し、豚コレラ等を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、**直ちに通報**してください。
国の研究機関からの報告によると、今回の豚コレラウイルスは、発熱・元気消失・食欲減退・結膜炎の他に、流死産が認められております。
- 2. 農場出入口・周辺の消毒の徹底に努めてください。**
- 3. 中国など家畜伝染病発生国への不要不急の旅行は自粛してください。また、発生国に滞在していた人や、発生国からの郵便物など、ウイルスを伝播させる可能性のある人及び物品を農場に入れさせないようにしてください。**
- 4. 農場に出入りする人・車両の記録をお願いします。**
- 5. 衛生管理区域内に野生動物が侵入しないよう、境界に柵等を設置してください。**
- 6. 家畜の死体を保管する場合には保管庫等を設置し、野生動物の侵入を防止してください。**
- 7. 外部からウイルスを持ち込むリスクがあることから、犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しないでください。**
- 8. 当所からの広報など豚コレラ等に関する情報の収集に努めてください。**

<連絡先> 徳島家畜保健衛生所 088-631-8950
阿南支所 0884-22-0304
家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。

関係者全員が一致協力し、豚コレラやアフリカ豚コレラの発生防止に努めましょう！